

HR ニュースレター

2025

5



◆最新・行政の動き

賃上げ助成金パックを周知 生産性向上など支援 厚労省・令和7年度運営方針

厚生労働省は令和7年度地方労働行政運営方針を策定しました。

労働市場全体の賃上げを後押しするため、生産性向上や正規・非正規の格差是正などに関する8つの助成金をまとめた「賃上げ」支援助成金パッケージの周知に重点的に取り組むとしました。

外部専門家のコンサルティングや、労働能率の増進に資する設備機器の導入を実施し、労働時間削減などの成果を上げた中小企業を対象とする働き方改革推進支援助成金では、賃金の引上げを行った場合における加算措置を強化しました。6年度は、5%以上の賃上げに対して最大240万円を上乗せして支給していましたが、7年度は新たに「賃上げ7%以上」の区分を設け、最大360万円を加算します。

正規・非正規の格差是正への支援関係では、有期雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した企業を支援するキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を拡充しました。「賃上げ6%以上」の区分を新設するとともに、1人当たりの支給額を最大6.5万円から同7万円に引き上げました。有期雇用労働者に適用される昇給制度を新たに設けた企業に対し、中小企業の場合で1事業所当たり20万円の加算措置も設けました（8ページ参照）。

同パッケージの周知を進める際は、企業が賃上げに取り組む目的や方法が多様であることを踏まえ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を選択できるよう情報提供を行っていくとしています。

トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 送検
- 監督指導動向
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 今月の実務チェックポイント
- 助成金情報
- DC お役立ち情報
 - ・ iDeCo と新 NISA の活用法

－ 発行 －

社会保険労務士事務所

上田 HR コンサルティング
上 田 智 之

〒819-0367

福岡市西区西都 1-8-5-804

電話：092-233-5178

e-mail：t.ueda@ueda-hrc.com

URL：<https://ueda-hr.com>

◆ニュース

厚生労働省・カスハラ対策 主な行為と対応示す スーパー向け手引き作成

厚生労働省は、スーパーマーケット業界における代表的なカスタマーハラスメント行為・類型と、その対応例を示した「業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）」を作成しました。とくによく見られる行為の1つとして、「継続的な、執拗な言動」を挙げ、店舗内や電話で不合理な問合せが2回寄せられたら注意し、3回目には今後対応できない旨を相手に伝えるべきとしました。

カスハラ行為への対応例は、企業への実態調査やヒアリング、業界団体や労働組合との検討を経てまとめました。

同一顧客から不合理な問合せが続いた際、担当者が今後対応できない旨を伝えても繰り返される場合は、社内で共有して会話内容を記録するとともに、対応窓口を一本化して管理職に引き継ぎます。管理職は、行為者に対し、迷惑であることや今後は連絡をやめてもらうことを伝えるとしました。その後も繰り返された際には、威力業務妨害罪も視野に入れ、警察への通報を検討します。

大声で怒鳴るなどの威圧的な言動や、侮辱、暴言といった精神的な攻撃などへの対応も示しました。

小売業 安全マニュアルへ「ひな型」 店舗の危険箇所記入 滋賀労働局

滋賀労働局は、小売業における労働災害を防ぐため、企業が店舗ごとの安全マニュアルをつくる際に活用できる「ひな型」を作成しました。

ひな型には、店舗内全体を俯瞰した見取り図を書き込む欄を設け、売場や倉庫などの作業場所の区分け、出入り口の場所、従業員や納品業者の動線を見える化できるようにしました。さらに、作業場所ごとの見取り図を書き込む欄も用意。滑りやすい箇所や、腰痛が起こる可能性がある箇所などに印を記入できるものにしています。作業上の注意や労災を防ぐための対策、その作業場所の責任者名の記載欄も設けました。

マニュアルの作成に当たっては、店舗の管理者がリスクアセスメントを実施し、従業員からヒヤリハット事例を収集することを想定しています。同労働局は、「ひな型を活用してリスクアセスメント実施のきっかけにしてもらいたい。進め方などに疑問がある場合は、滋賀労働局健康安全課や管下の労働基準監督署に相談してほしい」と話しました。



応募書類の熟読を 面接では「共通点」探る 中途採用ガイドブック

東京商工会議所江戸川支部は、近年の中途採用面接で押さえるべきポイントをまとめたガイドブックを作成しました。企業側が求職者を一方的に選別する形式は「時代遅れ」と指摘。面接官が応募書類を事前に読み込み、「前職ではこういう苦労や不満があったのでは」と想定したうえで、面接においては、求職者のニーズと会社が今後任せたい仕事との共通点を探っていくことが有効としました。

転職への抵抗感がなくなっている近年では、面接時点では応募先への志望度が低い状態の求職者が増加しているため、志望度の高さを尋ねる面接は矛盾していると解説します。志望理由や入社意欲ではなく、「転職活動のきっかけ」や「転職で実現したいこと」を聞いた後に「自社に興味を持った理由」を尋ねることで、求職者の求める職場像が見えやすくなるとしました。

面接の前段階となる、求人票を改善する方法も紹介しています。未経験者からの応募も可能とする場合は、求職者の不安を減らす情報を掲載することを求めました。例として、教育制度の有無や、未経験者の採用実績を挙げています。

中小人材育成 最大 20 万円を支給 10 時間未満の研修費に 大阪府

大阪府は、中小企業の人材育成を支援するため、従業員の研修に掛かる費用を補助する制度を立ち上げます。外部の教育訓練機関による研修を従業員に受講させた企業に対し、受講費用の2分の1、最大20万円を支給します。人手不足が顕著な運輸・建設業に関連する研修や、企業のニーズが高いデジタルスキルに関する研修の場合は、補助率を4分の3と手厚くし、支給額に上限を設けません。申請の受付は4月中に開始する予定です。

補助対象は、厚生労働省の人材開発支援助成金の支給対象外となっている10時間未満の研修。研修内容は、業務で必要な知識や技能の習得に向けたものに限り、個人の趣味など業務と関係のないものや、法令上受講が義務付けられているものは対象外。1事業所当たり、延べ10人まで利用可能とします。

大阪府は、「中小企業では研修に費用や時間を掛けられない場合も多いため、10時間未満の研修受講を支援する」と話しています。

◆送検

部活動は少額「手当」のみ 教員 36 人に割増不払 奈良労基署

奈良労働基準監督署は、教員36人に対し、時間外労働の割増賃金の一部を期日までに支払わなかったとして、学校法人と同法人校長、事務局長、事務長の計1法人3人を労働基準法第37条（割増賃金）違反の疑いで奈良地検に書類送検しました。部活動などで時間外労働を行わせた際には、「手当」と称する少額を支給していたといいます。

不払いだったのは、令和6年10月分の時間外・休日労働の割増賃金の一部で、総額129万9719円に上ります。本来支払うべき総額は145万5219円でしたが、実際には15万円程度しか支払っていませんでした。

同労基署は5年12月、同法人に定期監督に入っています。法定時間外に行われた部活動や生徒指導、講習の実施などの業務に対して「手当」を支給していましたが、割増賃金を計算していませんでした。本来支払うべき金額に届いていない事実が発覚し、改善を指導しました。6年11月に再度調査したところ、「手当」の金額は引き上げていたものの、依然として支払うべき金額に届いていない実態を確認。遵法意識に欠け、改善がみられないとして、送検に踏み切りました。

◆監督指導動向

3 人死亡受け要請 酸素測定は作業直前に 秋田労働局

秋田労働局は、今年3月7日に発生した、下水道工事現場のマンホールにおける作業員3人の死亡事故を受けて、建設業労働災害防止協会秋田県支部に対し、再発防止対策の徹底を要請しました。作業員らは酸素欠乏症や硫化水素中毒による心肺停止が疑われています。酸素や硫化水素濃度の測定時期が早すぎると、作業時とは異なる濃度が検出されてしまうため、直前に実施するよう求めました。

作業前に酸素濃度が適正であっても、酸素の足りない空気が流入するおそれがある場合には、継続的に換気を行うよう促しています。

同労働局健康安全課は、「酸素欠乏症や硫化水素中毒の災害は死亡に至る危険性が高い。一度に複数の者が被災するほか二次災害を招くケースもある」と話します。2004～23年の20年間で、酸素欠乏症の労働災害は全国で118件発生し、141人が被災。うち6割を超える87人が死亡しています。硫化水素中毒は68件発生し、93人が被災、うち36人が死亡しました。

要請に併せて、防止対策の実施状況を確認するチェックリストも作成しました。酸素や硫化水素の濃度が適正に保たれるよう換気しているかなど、8項目を設けています。



◆調査

荷主側に要請実施 3割が上限規制理解せず 山口労働局・アンケート調査

山口労働局は、発荷主が多い製造業に対し、物流の2024年問題に関するアンケートを実施しました。自社にどのような影響があるかなどを理解している事業場の割合は9割に上りました。一方、24年問題の契機となる時間外労働の上限規制適用を理解している割合は7割に留まりました。同労働局はさらなる理解促進のため、発荷主企業が所属する団体に要請を行います。

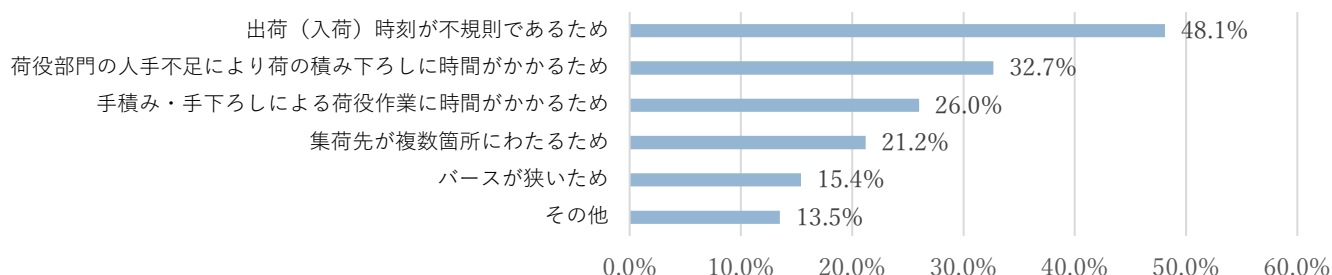
「物流2024年問題」等の理解について

「物流2024年問題」を理解している事業場	89.2%
「時間外労働上限規制の適用」を理解している事業場	73.3%
「改善基準告示の改正」を理解している事業場	68.6%

現在生じている荷待ち時間は「30分未満」が55.6%、「30分以上1時間未満」が26.0%、「1時間以上2時間未満」が10.1%でした。

荷待ち時間が30分以上と回答した事業者には、複数回答で原因を尋ねました。回答が多い順に、「出荷（入荷）時刻が不規則」48.1%、「荷役部門の人手不足で荷の積下ろしに時間がかかる」32.7%、「手積み・手下ろしによる作業に時間がかかる」26.0%となりました。

荷待ちの原因（荷待ち時間が30分以上と回答した事業者）



◆実務に役立つQ&A

休業中でも改定必要か 子が生まれて手当増額

Q

当社の男性従業員が配偶者の出産に伴い、育児休業を取りました。その間に大きめの住居に引っ越したとのこと。家族手当が増額されるほか、通勤手当や住居手当の額も見直されます。手当の額を合計すると、随時改定の対象になる可能性もあります。休業中の場合、どのように対応するのでしょうか。

A

標準報酬月額を見直すタイミングとしては、報酬に著しい変動が生じたとき（健保法43条）、育児休業等終了時（43条の2）、産前産後休業終了時（43条の3）があります。

休業中であるため、随時改定（法43条）に必要な報酬支払基礎日数が17日以上要件を満たしません。こうした際には、復職した後、「実際に変動後の報酬を受けた月を起算月として」改定するとしています（令5・6・27事務連絡）。

一方、この被保険者については、育児休業終了時に、本人申出に基づき、標準報酬月額を改定します。こちらは、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月の報酬平均が改定のベースとなります。

育児休業から復職後に、随時改定および育児休業等終了時改定の要件に照らし、標準報酬月額の改定手続きを採るか否かを判断します。

早すぎる出社は「何をしていたか」以外に、指示の有無確認を

Q

当社では入退室時にカードリーダーに社員証をかざすことで自動で出退勤を記録するという勤怠管理システムを導入しました。導入後最初の給与計算時に、いつもより時間外労働が 20 時間以上長い社員がみられました。恐らく朝食のために始業時刻の 1 時間以上前に出社しているようですが、確証はありません。残業代は払う必要があるのでしょうか？

A

労働時間該当の例も

労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます（三菱重工業長崎造船所事件・最判平 12・3・9）。始業時刻の前に出社していても、使用者の指揮命令下に置かれていなければ労働時間には当たりません。

また、裁判例では、終業時刻後の残業は、上司による明確な残業指示がなくても「黙示の指示」があったなどとして労働時間と評価される例が多くあります。

逆に、就業規則等で定められた始業時刻より前の時間は、労働者が出社していても、労働時間とはされない傾向にあります。通勤時の交通事情や家庭の事情など労働者側の事情によって、業務上の必要性がなくても始業時刻より前に出社する例があり、その場合、始業時刻までの時間は使用者の指揮命令下に置かれているとはいえないからです。終業時刻後の残業に対し、その日まだ一度も上司の指示を受けたことのない始業時刻前の時間については「黙示の指示」も認められにくいからです。

しかし、これには例外もあります。本件のような所定の始業時刻よりも 1 時間以上前に出社しているケースでは、その時間を労働時間と認める裁判例も存在します。

たとえば、足利セラミックラボラトリー事件（仙台高判令 5・11・30）は、歯の補綴物および義歯の製作等を業とする株式会社で、歯科技工士として勤務する従業員が残業代を請求した事案です。裁判所は、定時より 1 時間を超えて早く出社していた日については、出社時刻から定時の始業時刻までの時間も労働時間に当たると判断しました。定時よりも 1 時間早い出社は、会社の業務に従事するために、明確な目的をもって早出したものとみるのが自然であるというのがその理由です。

このように、始業時刻前の時間が労働時間と評価される可能性もあることを踏まえ、会社は社員らがどのような理由で 1 時間以上前に出社しているのかを確認しなければならず、社員や現場の上司から聞き取りを行うべきでしょう。

業務開始時に打刻を

仮に朝食を摂っているとしても、それだけで労働時間に該当しないと判断されるわけではない。過去の裁判例では、昼食を摂っていた時間や晩酌をしていた時間も、業務が生じれば対応することが義務付けられていた場合は、労働時間とされています。

たとえば、現場の上司が、社員に対し、始業時刻の前に出社して顧客からの電話等があれば対応することを指示していた場合を考えてみましょう。この場合、社員がその合間に朝食を摂っていても、電話があれば対応することを義務付けられていたと評価できるので、労働時間に当たるでしょう。朝食のためだけに 1 時間以上も早く出社するとは考えにくく、社員らが始業時刻の前の時間帯に何をしていたのかだけでなく、早い出社が上司の業務指示によるものだったのかを確認すべきでしょう。

確認の結果、1時間前の出社が上司の指示によるものだった場合、始業時刻前の時間も労働時間と認め、残業代を支払う義務があります。一方、上司の指示がなかったのであれば、その必要はありません。

ただし、社員が今後も朝食等の事情で、上司の指示がなくても早く出社するというのであれば、入退室時のカードリーダーでは、労働時間を正しく把握することはできません。裁量労働制で勤務する従業員や管理監督者については、「労働時間の状況の把握」が義務付けられるに留まるため、入退室時間のみを把握するというだけでも足りませんが、通常の労働時間制で勤務する従業員については、割増賃金の計算のためにも労働時間の正確な把握が必要です。入退室時のカードリーダーとは別に、タイムカードを設置して業務開始時および終了時の打刻を義務付けることなどの措置を講ずることが望ましいでしょう。

◆今月の実務チェックポイント

傷病手当金と年金の関係

傷病手当金は、健康保険の被保険者が業務外の病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あり、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。同一の傷病について、令和4年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6カ月受給できるようになっています。

傷病手当金を受けている方や病気・けがで療養中の方が、障害年金の等級に該当する場合は、国民年金・厚生年金保険の障害年金を受給できる場合があります。傷病手当金と障害厚生年金または老齢退職年金を同時に受けられるようになったときは、一部または全部が調整されます。

・傷病手当金を受給している方が、障害厚生年金または障害手当金を受けているとき

同一の傷病等による障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

同一の傷病等による調整のため、別の傷病による場合は、傷病手当金と障害年金は調整されません。また、傷病手当金と併給調整を受けるのは、「障害厚生年金」です。

障害基礎年金のみを受ける場合は、傷病手当金との併給調整の対象外となり、障害基礎年金と傷病手当金を同時に受けることができます。

障害等級2級以上であれば、障害基礎年金部分も受給していますが、その場合は併給の対象になります。

・老齢退職年金を受けているとき

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の額の 360 分の 1 が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

傷病手当金を受け取った後に上記に該当していることが判明した場合は、傷病手当金を返金することになります。



◆助成金情報

キャリアアップ助成金の変更点

■「正社員化コース」

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等（派遣労働者の直接雇用含む）した場合も正規労働者へ転換したものとみなします。

【支給対象者の範囲・助成額の変更】

・令和 6 年度

正社員化前雇用形態		有期雇用労働者	無期雇用労働者
企業規模			
中小企業		80 万円（40 万円×2 期）	40 万円（20 万円×2 期）
大企業		60 万円（30 万円×2 期）	30 万円（15 万円×2 期）

・令和 7 年度

正社員化前雇用形態		有期雇用労働者	無期雇用労働者
対象者・企業規模			
重点支援対象者 （※）	中小企業	80 万円（40 万円×2 期）	40 万円（20 万円×2 期）
	大企業	60 万円（30 万円×2 期）	30 万円（15 万円×2 期）
上記以外	中小企業	40 万円（40 万円×1 期）	20 万円（20 万円×1 期）
	大企業	30 万円（30 万円×1 期）	15 万円（15 万円×1 期）

6、7 年度どちらも、1 年度 1 事業所当たりの支給申請上限人数 20 名（同一対象者の 2 回目の申請を除く）

※「重点支援対象者」とは（以下の 3 項目のいずれかに該当）

A：雇入れから 3 年以上が経過した有期雇用労働者

B：雇入れから 3 年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

① 過去 5 年間に正規雇用労働者であった期間が合計 1 年以下

② 過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されていない

C：派遣労働者（派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合）、母子家庭の母等または父子家庭の父、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします。

※新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外

■「賃金規定等改定コース」

就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用する全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給に係る賃金に関する規定等を3%以上増額改定し、その規定等を適用させた場合に助成します。

1. 支給区分の新設と助成額の変更

支給区分を2区分から4区分と増やし、助成額を拡充します。

・令和6年度

企業規模	賃金引上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業		5万円	6.5万円
大企業		3.3万円	4.3万円

・令和7年度

企業規模	賃金引上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

2. 加算措置の新設

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ20万円（大企業15万円）を加算します。

※ 制度の詳細は厚生労働省 HP「非正規雇用の労働者を雇用する事業主の方へ・キャリアアップ助成金」をご参照ください。

◆DC お役立ち情報

iDeCo と新 NISA の活用法

1. はじめに

～新 NISA の内容について～

2024年1月にNISA（少額投資非課税制度）が改正されました。今後、資産形成を考えるうえで新NISAの活用は必須となるでしょう。そこで、今回は将来のための資産形成におけるiDeCoと新NISAの活用法について解説します。

まず、NISAの改正内容についてポイントを抑えておきます。

(1) 口座開設期間の恒久化、非課税保有期間の無期限化

最初に取り上げたいのは、口座開設期間の恒久化と非課税保有期間の無期限化です。期間を気にせずに運用益非課税の恩恵が受けられることにより、ライフプランや利用目的にあった運用が可能になります。非課税保有期間終了後に資金を移動するような煩雑さがなくなることも投資に対してのハードルを下げることに繋がると考えられます。

(2) つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能になり、年間非課税投資枠が拡大

(つみたて投資枠年間 120 万円、成長投資枠年間 240 万円、合計最大年間 360 万円)

これまでは、つみたて NISA (つみたて投資枠) と一般 NISA (成長投資枠) どちらか一方を選択する必要があり、商品選択や運用方法に制限がありました。新 NISA では併用が可能になり、年間非課税投資枠も拡大したため、運用の選択肢が広がりました。例えば、成長投資枠は、つみたて投資枠と同一の商品を積み立てることも可能なため、つみたて投資枠の利用と合わせて月 30 万円まで積立金額を増やすことができます。また、つみたて投資枠で積立をおこないながら、成長投資枠を活用して、上場株式などへの一括投資をおこなうことも可能です。運用方針に合わせて、柔軟な投資が可能となるのです。

対象の商品については、つみたて投資枠は、旧つみたて NISA 対象商品と同様ですが、成長投資枠では、整理・監理銘柄や高レバレッジ型、毎月分配型の投資信託などは除外されます。旧一般 NISA で選択をしていた商品が購入できなくなる可能性があることは注意が必要です。

(3) 非課税保有限度額 1,800 万円 (成長投資枠は 1,200 万円) まで、枠の再利用が可能に

旧制度では NISA 口座で運用していた商品を売却した場合、非課税枠の再利用はできませんでした。そのため、非課税枠を最大限に活用するためには売却を慎重に検討する必要がありました。新 NISA では、売却した簿価分 (買付金額分) の非課税投資枠は、翌年から再利用が可能です。ライフプランに応じて、資金が必要な時は現金化し、余裕ができれば再投資するなど運用の自由度が高くなりました。

2. iDeCo と新 NISA の特徴と留意点の整理

改正により新 NISA は資産形成の重要な役割を担うようになると考えられます。では、老後資産形成を目的とした iDeCo とどのように使い分けをしていけばよいのでしょうか。iDeCo と新 NISA の特徴と留意点を整理しておきます (下表参照)。

iDeCo		2024年からの新 NISA
20歳以上65歳未満 ※国民年金の被保険者	対象年齢	18歳以上
75歳になるまで	非課税運用期間	無制限
原則60歳まで引き出しできない	引き出し制限	いつでも引き出しできる
運用益が非課税 掛金が全額所得控除 受取時に税制優遇あり	税制優遇	運用益が非課税
投資信託・定期預金・保険	運用商品	特定の投資信託や上場株式など
5,000円以上	最低掛金	金融機関による (最低100円からなど)
14万4,000円～81万6,000円 ※働き方で異なる	年間拠出上限額	360万円/年 ※生涯の上限1,800万円
信託報酬手数料 口座管理手数料など	手数料	信託報酬手数料など

最初に注目すべき点は、現金化のしやすさです。新 NISA はいつでも現金化できます。一方、iDeCo は原則 60 歳 になるまで引き出せませんが、60 歳まで引き出しができないことで確実に老後資金を準備することができる制度と言えます。資産形成の目的や計画により、流動性をどの程度加味するかを踏まえて検討しましょう。

次に税制優遇の違いです。iDeCo と新 NISA は、運用益が非課税になる点は同じです。iDeCo は、掛金が全額所得控除となるため、現役時代の税制優遇という点で有利です。また、受取時には、退職所得控除や公的年金等控除の対象となります。

最後に運用商品についてです。投資をおこなうのであれば、対象となる投資信託の種類が豊富で、上場株式等にも投資ができる新 NISA の方が有利といえます。また、最低掛金や年間の非課税枠の自由度が高いのも新 NISA です。

投資に抵抗があり、元本確保型の商品も活用して資産形成をしたい場合は iDeCo が候補になります。掛金の所得控除メリットだけを受けるために元本確保型商品を選択するという考えもあるでしょう。ただし、iDeCo は信託報酬など運用時の手数料の他に口座管理手数料が掛かる点は留意したいところです。

3. iDeCo と新 NISA を活用した 資産形成のポイント

iDeCo と新 NISA の特徴と留意点 を踏まえて、どのように活用していけばよいのか、年齢や職業別にそれぞれのポイントを確認してみましょう。

(1) 年齢別の活用ポイント

20 代でライフプランが確定していない段階では、流動性が高く、掛金や 商品選択の自由度が高い新 NISA の活用が主となるでしょう。運用期間が 長く取れるという点で積極的な投資できる年代のため、少額から投資ができ、幅広い商品を選択できる新 NISA で投資をスタートして、貯蓄と合わせて資産形成をしていくことが基本となります。iDeCo を活用する場合は、原則 60 歳まで引き出せない点を十分理解したうえで、無理のない範囲で拠出をおこなうとよいでしょう。

30 代～40 代は、ライフプランによって異なりますが、iDeCo と新 NISA の同時活用を検討していきます。子育て世帯であれば、教育資金などでも活用できるよう新 NISA をメインにしつつ、貯蓄状況を見ながら iDeCo の活用を検討します。単身世帯であれば、所得控除のメリットを最大限に受けられるよう iDeCo をメインとして、余裕資金で新 NISA の活用を検討しましょう。

50 代は、収入や勤め先の退職一時金、企業年金制度を踏まえたうえで、まず iDeCo の活用を検討します。ただし、掛金の拠出期間も短いため、iDeCo を活用するメリットが少ない場合は、新 NISA を利用した資産形成を検討します。預貯金などにまとまった余剰資金がある場合は、成長投資枠も上手に活用していくことも必要でしょう。

(2) 職業別の活用ポイント

個人事業主など国民年金第 1 号被保険者は、厚生年金がある会社員と比べて、老後資金を自分で準備をすることが必要だと認識していることと思います。そのため、国民年金基金と併せて iDeCo を活用し、所得控除の税制優遇を受けつつ、早い段階から時間をかけて老後資金の準備をすることが必要です。

会社員など国民年金第2号被保険者の場合は、勤め先の企業年金制度の確認がポイントになります。企業型確定拠出年金や確定給付企業年金制度がある場合は、拠出時だけでなく受取時についても、iDeCoのメリットがどの程度あるのか十分に検討をし、新NISAとバランスよく活用しましょう。

最後に、専業主婦（主夫）など国民年金第3号被保険者の場合は、新NISAの活用が主となるでしょう。ただし、非課税投資枠をできるだけ多く活用したいという場合は、口座管理手数料なども加味したうえでiDeCoの活用も検討しましょう。